

明和県央高等学校 部活動方針

1 目的

学校教育の一環として、部活動への生徒の自主的・自発的な参加により、体育的活動や文化的活動に親しみ、学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養、良好な人間関係の形成等を図る。

2 本年度の活動

(1) 設置部活動（同好会を含む）

運動部 16部、文化部 14部を設置する。

(2) 活動日及び活動時間

ア 週当たりの休養日

(ア) 指定部活動

- a 週1日以上休養日を設定する。
- b 休養日は原則月曜日とする。

(イ) 指定部活動以外

- a 週2日以上休養日を設定する。
- b 休養日は原則月曜日1日、土曜日及び日曜日のいずれか1日以上とする。

(ウ) 大会参加等により休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

イ 長期休業中の休養日

(ア) 学期中の休養日の設定に準じる。

(イ) 生徒が多様な活動を行うことができるように長期の休養期間を設定する。

ウ 活動時間

(ア) 平日は、原則3時間以内で活動を終える。

(イ) 休業日の活動については下記のとおりとする。

a 指定部活動

- ・ 7時から16時の間で、効果的且つ効率的な活動を行う。

b 指定部活動以外

- ・ 7時から16時の間で、活動時間は4時間以内とする。

(ウ) 練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮し無理のないよう活動する。

エ 朝練習

(ア) 放課後の活動時間が確保できる場合は、原則実施しない。

(イ) 朝練習を実施する場合は、活動時間を7時30分～8時30分とする。

オ その他

(ア) 定期試験前には学習時間が確保できるよう各部活動で十分配慮する。

(イ) 生徒の人間性や人格を損ねる発言及び行為（体罰）等を厳禁する。

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を、生徒活動振興費、教育振興会費、及び教育後援会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合は、保護者の理解・承認を得た上で金額を決定し徴収する。部費の取扱いについては、通帳を作成し、年度末に保護者に対して会計報告する。監査は保護者代表が行う。

4 参加する大会等

高等学校体育連盟等の主催大会、各種機関が主催するコンクール大会や発表会、県・市主催、各種団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康などについても考慮して、参加する大会等を精選する。

5 その他

(1) 安全対策

- ア 事故等の未然防止のため、生徒の健康管理・環境整備・安全点検を心がける。
- イ 事故発生時、最善の初期対応（応急処置・救急対応・保護者及び管理職への報告）に努める。

(2) 外部指導者

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の承認の下、外部指導者を活用する。

(3) 部活動検討委員会

- ア 部活動の取組状況や課題を協議する目的で、部活動検討委員会を組織する。
- イ 部活動検討委員会は、学校職員、保護者等で組織し、本校教育振興会本部役員会を活用する。

附 則 この部活動方針は、平成30年5月28日より施行する。

附 則 この部活動方針は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 この部活動方針は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 この部活動方針は、令和3年4月1日より施行する。